主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人Aの弁護人我妻源二郎の上告趣意(後記)第一点について。

刑訴費用法一条三号の規定が憲法三七条三項に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二四年新(れ)第二五〇号、昭和二五年六月七日、大法廷判決)とするところであるから、論旨は理由がない。

同第二点について。

上告適法の理由とならない。

被告人Bの弁護人小泉喜平の上告趣意第一点について。

所論犯情等については、第一審判決も考慮の上、量刑したものと解するのが妥当 であるから、所論違憲の主張は、その前提を欠くものと云わなければならない。

同第二点について。

上告適法の理由とならない。

また記録を精査しても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条(なお被告人Aに対し同一八一条を適用する)により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年八月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重

 裁判官
 藤
 田
 八
 郎

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎